

## 「オンラインによる」議会運営に係る条例等改正について

## ■ 1. 条例等の改正に係る背景

3月議会の「緊急対応」時点のイメージであった「新型コロナの早期終息」は、発生からほぼ1年が経過する現在、「長期化」しており先行きは不透明であり、今後においても、感染動向によっては、会議のために参集することが、必ずしも担保されない状況の中、**参集しなくとも議事機関としての権能を果たしていける『新しい生活様式』の時代に適応した会議形式を構築する必要がある。**

併せて、新型コロナ感染拡大に伴う対応として運用している「オンライン会議」は、「リアルな会議」の代替品ではなく、新しい仕組みとしても活用できる。

## 【会議等での実施事例】

- ・第1回災害対策会議（R2.11.10）
- ・議運ミーティング（R2.11.26）

## 【町民との対話実施事例】

- ・行政視察対応（下川町議会-R2.10.13）、和寒町議会-R2.12.11）
- ・西小学校 PTA との意見交換会（R2.12.16）
- ・芽室高校生徒との意見交換会（R2.12.23）
- ・第1回議会モニター会議（R3.1.27 予定）

## ■ 2. 議論のポイントと改正に向けたスケジュール

## ○オンラインによる会議の適用される事項

- ① 感染症まん延防止措置(新型コロナ・インフルエンザ等)
- ② 災害(大雪・大雨、地震等)発生時
- ③ その他委員長が必要と認めるとき

## ○スケジュール

- ・1月21日 第24回議運
- ・1月27日 第12回全員協議会
- ・2月3日 第25回議運
- ・2月10日 第13回全員協議会
- ・2月19日 第 回議運：3月定例会議提案事項
- ・3月2日 3月定例会議議案審議

※「③その他委員長が必要と認めるとき」の具体的内容、また次のような個別的事由によるケースを「多様な議員のなり手に関する議論」の対象として、別途議論していくものとする（次期、活性化策・諮問事項）

- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| a.本人の傷病 | b.子育て・介護等 | c.議員の生業等 |
|---------|-----------|----------|

### ■ 3. オンライン委員会の開催を可能にするための委員会条例の改正について

#### 1 改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症については、現在、感染者が増加傾向にあり、今後も収束が見込めない状況にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等の懸念も大きい状況にある。
- こういった状況下で委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない事態も想定されることから、タブレット端末等の活用によりオンラインで委員会を開催できるよう、芽室町議会委員会条例を改正するものである。

#### 2 オンライン委員会の開催条件

- 委員会の開催は、本来、同じ会場に委員及び執行機関が出席し、さまざまな角度から質問・質疑を通して、町政の諸課題への対処策を論議する形が基本である。
- しかし、次のような非常時の際には、委員の議事堂への参集が困難となる場合がある。
  - ・新型コロナウイルス感染症など重大な感染症のまん延
  - ・豪雨・強風・豪雪、大規模地震など災害の発生等
- オンライン委員会は、そうした非常時の場合に限り、議長に通知した上で、委員長の判断により、委員が自宅等から出席する方法により開催できるものとする。

#### 3. オンライン委員会の開催方法等

- 委員は自宅等にてタブレット端末、パソコン等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法(オンライン)により開催する。
- 執行機関は委員会室にてモニター等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法により出席することが考えられる。
- 使用する会議ソフトは、「Zoom」を使用する。ただし、現時点においては当議会で会議開催のためのアカウントを所有していないことから、当面は、執行機関から、委員会開催の際に借用するものとする。
- 委員は、委員会の視聴並びに資料の閲覧は、貸与されたタブレット端末、パソコン等により、サイドブックスにアクセスすることで行う。
- オンライン委員会の具体的な開催方法等に関する要領は、別途定めるものとする。

#### 4 オンライン委員会を開催する場合の課題と対応

- オンライン委員会を開催する場合の課題及びその対応等、会議開催の詳細については、条例改正に併せて、4月末をめどにして、別途協議する。

### ■改正で今後の課題ともなり得る点

- 委員外議員の発言の規定 → 会議条例第70条に規定
- 出席委員 → 会議条例78条(少数意見の留保) + 委員会条例第14条・15条・27条

#### ■ 4. オンライン委員会開催を可能とする要件の整理

(1) 目的から：(感染症・大規模災害)の状況下で委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない場合

▼論点の整理：委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない …とは？

- 委員の状況が条件になるか
- 開催できないことが条件になるか（定足数を満たせない など）
- その両方か

(2) 開催条件から：

- a. 新型コロナウイルス感染症など重大な感染症のまん延防止
- b. 豪雨・強風・豪雪・大規模地震などによる災害の発生
- c. その他委員長が必要と認めるとき

▼論点の整理 ①

- まん延 のため？ ⇒ まん延しているから「参集できない」
- まん延防止 のため？ ⇒ まん延する恐れがあるから防止の観点で「参集できない」（集まれるのだけど、集まると感染リスクが高まるから集まらない）
- 災害の発生は… ⇒ 災害が発生したから参集できない ・ 災害発生リスクが非常に高いから参集できない

▼論点の整理 ②

- 社会的背景から ⇒ (みんなが)参集が困難
- 個人の状況として ⇒ (特定の人が)参集が困難

※総務省通知：新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情…がある場合

※総務省Q & A：今回の通知で示した「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とは、今般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。

(3) その他：

○秘密会開催の取扱い

- 秘密会とすることが ⇒ できる ・ できない

※標準委員会条例等では「委員会は、その議決で秘密会とすることができる。」としているものを、「オンライン委員会では秘密会はできない」と規定する議会が多い背景は？